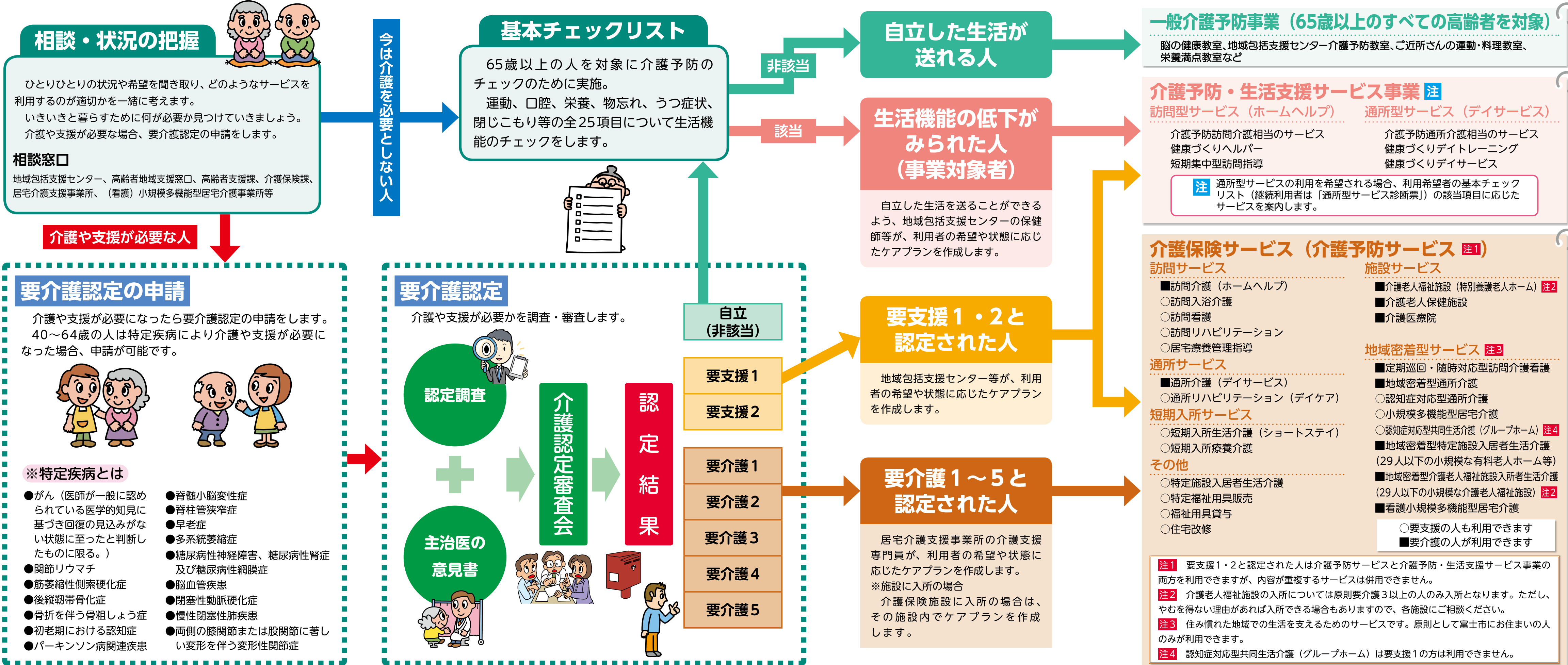


サービス利用のながれ

利用できるサービス



相談・状況の把握

ひとりひとりの状況や希望を聞き取り、どのようなサービスを利用するのが適切かを一緒に考えます。
いきいきと暮らすために何が必要か見つけていきましょう。
介護や支援が必要な場合、要介護認定の申請をします。

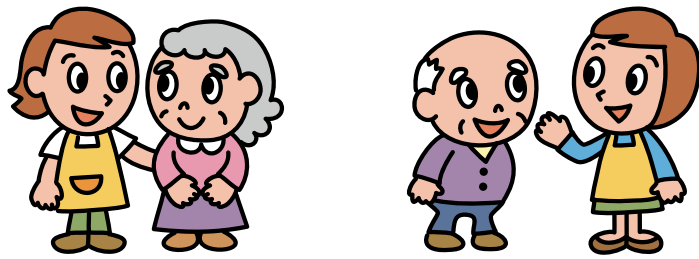
相談窓口

地域包括支援センター、高齢者地域支援窓口、高齢者支援課、介護保険課、居宅介護支援事業所、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所等

介護や支援が必要な人

要介護認定の申請

介護や支援が必要になったら要介護認定の申請をします。
40～64歳の方は特定疾病により介護や支援が必要になった場合、申請が可能です。



※特定疾病とは

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- パーキンソン病関連疾患
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

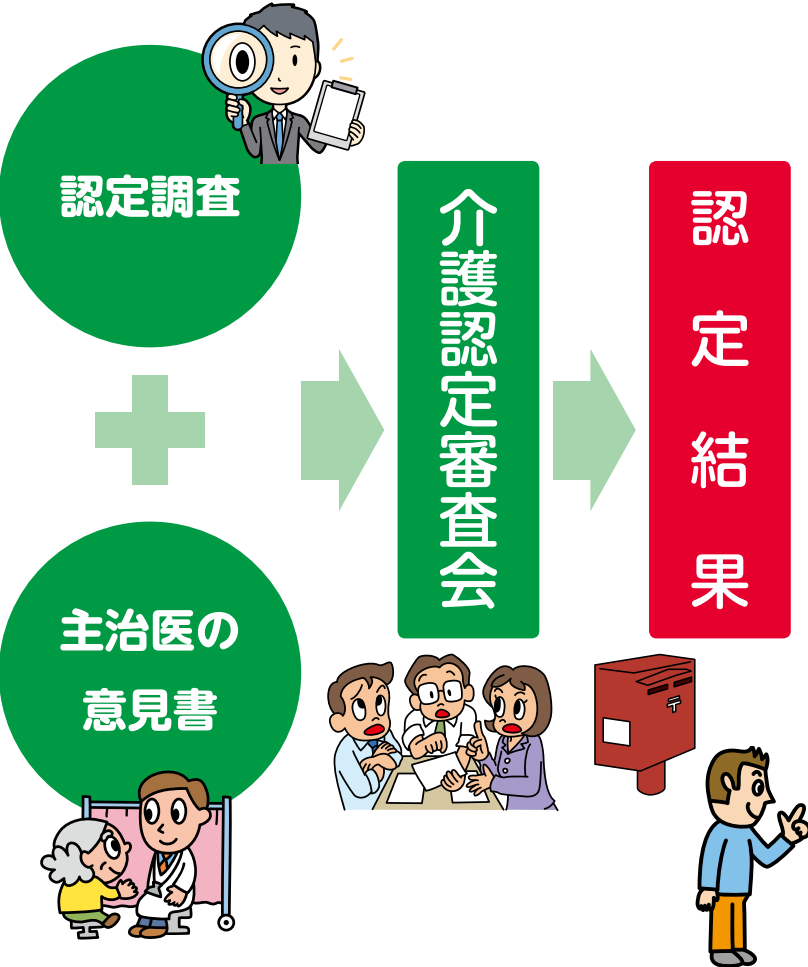
基本チェックリスト

65歳以上の人を対象に介護予防のチェックのために実施。
運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25項目について生活機能のチェックをします。



要介護認定

介護や支援が必要かを調査・審査します。



自立 (非該当)

要支援1
要支援2

要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

自立した生活を送れる人

生活機能の低下がみられた人 (事業対象者)

自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターの保健師等が、利用者の希望や状態に応じたケアプランを作成します。

要支援1・2と認定された人

地域包括支援センター等が、利用者の希望や状態に応じたケアプランを作成します。

要介護1～5と認定された人

居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、利用者の希望や状態に応じたケアプランを作成します。
※施設に入所の場合
介護保険施設に入所の場合は、その施設内でケアプランを作成します。

一般介護予防事業 (65歳以上のすべての高齢者を対象)

脳の健康教室、地域包括支援センター介護予防教室、ご近所さんの運動・料理教室、栄養満点教室など

介護予防・生活支援サービス事業注

訪問型サービス (ホームヘルプ) 通所型サービス (デイサービス)
介護予防訪問介護相当のサービス 介護予防通所介護相当のサービス
健康づくりヘルパー 健康づくりデイトレーニング
短期集中型訪問指導 健康づくりデイサービス

注 通所型サービスの利用を希望される場合、利用希望者の基本チェックリスト (継続利用者は「通所型サービス診断票」) の該当項目に応じたサービスを案内します。

介護保険サービス (介護予防サービス注1)

- 訪問サービス
- 訪問介護 (ホームヘルプ)
 - 訪問入浴介護
 - 訪問看護
 - 訪問リハビリテーション
 - 居宅療養管理指導
 - 通所介護 (デイサービス)
 - 通所リハビリテーション (デイケア)
 - 短期入所サービス
 - 短期入所生活介護 (ショートステイ)
 - 短期入所療養介護
 - その他
 - 特定施設入居者生活介護
 - 特定福祉用具販売
 - 福祉用具貸与
 - 住宅改修
- 施設サービス
- 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)注2
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
- 地域密着型サービス注3
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 地域密着型通所介護
 - 認知症対応型通所介護
 - 小規模多機能型居宅介護
 - 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)注4
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護 (29人以下の小規模な有料老人ホーム等)
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (29人以下の小規模な介護老人福祉施設)注2
 - 看護小規模多機能型居宅介護
- 要支援の方も利用できます
■要介護の人が利用できます

注1 要支援1・2と認定された人は介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用できますが、内容が重複するサービスは併用できません。
注2 介護老人福祉施設の入所については原則要介護3以上の人のみ入所となります。ただし、やむを得ない理由があれば入所できる場合もありますので、各施設にご相談ください。
注3 住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスです。原則として富士市にお住まいの人のみが利用できます。
注4 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) は要支援1の方は利用できません。